

これまでの議論のまとめ

論点 1 認証ADRの魅力を高めるための施策

ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化

- ・ 専門性・得意分野をどのように利用者に示し、利用を促していくかは、本来、各事業者の責任ないし役割としてなされるべきものであるが、これを期待できない場合もある現状においては、必要な情報を記載した資料を作成し、発信するように事業者に促すということが我が国におけるADRのより一層の成長にとって望まれる。

イ 認証ADRのさらなる拡充

- ・ 適切な形で市民や事業者がアクセスできるADR機関が存在しない領域があり、積極的に働き掛けを行っていく必要がある。
- ・ 地方公共団体や消費生活センター等との連携のほか、特に業界団体があるようなものについては、関係官庁等を通じて、各業界における潜在的な紛争などを把握した上で、法務省が所管する認証ADRとどのような形で連携をして、紛争解決の実効性を上げるための制度を構築するのが望ましいかを検討する。
- ・ 地域過疎の問題については、既存の全国組織との連携の必要性についても検討する必要がある。

ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策

- ・ 消極論の立場からは必要性の問題や当事者が手続に参加しなくなるなど委縮させる結果になるおそれがあるなどの消極意見があり、積極論の立場からは個々のADR機関の選択や裁判所の判断を介在させることにより、合理的制度設計が十分可能だという意見があった。

エ 手続実施者等の質の向上

- ・ ADR全体の質の向上が図れるように国等の第三者が助言等必要な措置を講じていくようなことが望ましいが、その措置がADR機関に大きな負担にならないような配慮が必要との意見がある一方で、ADR機関は紛争解決を行っている以上、手続実施者に国家資格を与えとか研修受講義務を課すべきとの意見もあった。

オ 調停手続法の制定

- 手続ルール一般の法令化
 - ・ 手続ルール一般については、現状において法令化が直ちに望まれているとは必ずしも言えず、かえって各ADR機関の自主性を妨げるようなおそれもある。
 - ・ 他方、現状においても、ある程度手続の進め方が共有されているADR機関があり、今後も更に情報交換を通じて情報を共有して改めるべきものは改めることが望まれる。
- ADRの場に提出された情報を裁判において利用することを制限することについて
 - ・ 利用を制限する考え方にも相当の理由があり、相当数の事業者がその考え方に沿った運営をしているということは事実であるが、法定化するには時期が早いという認識が多い。
 - ・ 情報交換を促した上で、しかるべき場があればそこでモデルルールのようなものを作って、各事業者の判断により、採用するか否かを定めることが望まれる。

論点2 認証ADRを利用しやすくするための施策

ア 相談機関等との連携、広報

- 個別の認証ADRと相談機関の連携、国又は個別の認証ADRによる広報の在り方
 - ・ 事案の特質に応じて相談機関との間の連携を強化することや、個別の認証ADRの側から、活動内容や活動実績についての情報を積極的に発信していくことが重要である。
 - ・ 地方公共団体と個別の認証ADRとの連携も重要であり、これについて国が果たすべき役割について、十分な検討をし、その連携が強化されるような方向での働き掛けをするべきである。
 - ・ 利用者に対する情報の伝達については、現代の情報社会に適した有効かつ適切な伝達方法を工夫すべきである。
 - ・ 認証を得ていないADRを紹介する方法についても検討する必要があるのではないかとの意見もあった。
- 認証ADRと裁判所の連携
 - ・ 裁判官が實際上適切なADRについて言及することが許される事案はあるとする意見が多いが、制度として取り入れることについては、

その是非や方法などについて意見が分かれている。

イ 法律扶助の活用

- ・ 認証ADRとの関係で、法律扶助の活用を積極的に検討すべきであることについては異論がなく、争点整理、資料収集、説得・調整が必要な事案等代理援助が求められる事案がADRにおいて存在することについても認識が一致した。
- ・ 現在の法律扶助におけるADRの位置付けを法律上明らかにするか、運用で解決すべきかは、先の話になるが、当検討会としては、法律扶助との適切な形での連携が図れるようなADRの位置付けが望まれる。

ウ 時効中断効

- ・ 申立ての時点では時効が中断せず、請求内容がはっきりして初めて中断をするということになると、申立てをする側からすると意外な時効が完成してしまう事態が発生するおそれがあり、ADRに対する信頼に関係をしてしまうことから、申立てとともに時効が中断するという考え方をとることに相当の理由があるとの意見が比較的多いが、他方で、相手方のことを考慮する必要がある、慎重な検討が必要だという指摘もあった。

論点3 認証ADRの基盤強化、監督関係その他

ア 関係機関との連携等

- ・ 事業者相互間と並んで関係機関との連携、情報交換等についてはこれを積極的に考えるべきだということに関しては異論がないが、協議会の主催者等具体的な内容については取りまとめの段階で議論する。

イ 財政基盤の充実

- ・ 各種ADR機関の実績、役割を考えれば、その財政的基盤が確立、充実するような措置が望まれることについては、意見が一致している。公的資金を仰ぐのか別の形での資金的な基盤の整備を考えるのかについて、検討会の役割として具体的なところまで踏み込むことは難しいが、ADR機関の果たしている役割を踏まえてそのような認識とそれを踏まえたあるべき検討を取りまとめとして考える。